平成２１年（フ）第１１５３号
堺市中区深井清水町3482番地　ベルエール深井203号
債務者　有田　直美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８３号
堺市堺区大浜中町２丁３番14号　大浜ＴＫハイツ５Ｅ
債務者　野角　良太
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８６号
堺市堺区南向陽町１丁３番18号　シティロイヤル30Ａ、前住所大阪府枚方市高野道１丁目10番９号
債務者　髙橋　幸絵
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３９号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁５番　サンヴァリエ金岡第５号棟第806号室
債務者　松山　英知
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２５７号
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁165番地２　国土コーポ諏訪森Ｂ棟101号
債務者　村岡　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８１号
堺市中区東山1044番地　ハイツつくもりざか205号
債務者　奥野真佐美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３０８号
堺市堺区昭和通１丁９番地
債務者　堀本眞砂子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３２６号
大阪府富田林市喜志町１丁目３番42　ＹＴＳマンション喜志201号室
債務者　江口　繁美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３３１号
大阪府藤井寺市沢田２丁目８番32号　オースクレイン２―303号
債務者　大橋　正仁
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３４２号
堺市中区東山1044番地　ハイツつくもりざか205号
債務者　奥野　政秀
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
和歌山県御坊市湯川町富安1744―８　マンションローラン105号室、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町富安1616番地２
債務者　尾﨑　　潤
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１５５号
山口県山陽小野田市大字津布田1654番地
債務者　吉　　輝実
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第６２号
北海道空知郡南幌町北町４丁目１番３号
債務者　林下　普紀
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第６３号
北海道空知郡南幌町北町４丁目１番３号
債務者　林下由紀恵
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１１９号
北海道岩見沢市２条東３丁目３番地１　レジデンスシーハイルⅡ―Ａ号室
債務者　高橋　啓子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３６号
北海道岩見沢市幌向北２条１丁目595番地55、申立時の住所北海道岩見沢市５条東16丁目30番地楠山方
債務者　井上　雅幸
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３７号
北海道岩見沢市幌向北２条１丁目595番地55、申立時の住所北海道岩見沢市５条東16丁目30番地楠山方
債務者　井上由紀江
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部